

国民年金保険料免除の手続きはお早めに！

7月から免除を受けるためには、月末までに手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- ①年金手帳
- ②印鑑（本人が署名する場合は不要）
- ③平成15年の所得のわかるもの（申請者本人・申請者の配偶者・世帯主すべての分）源泉徴収票・確定申告書の写しなど
- ④失業等を理由とするときはそのことがわかるもの

平成15年度（平成15年7月～平成16年6月の間）に国民年金保険料の免除申請をして承認された方で、引き続き、平成16年7月以降も免除を希望される場合は改めて手続きが必要です。

申請免除の種類

- ①全額免除
必要
- ②半額免除（保険料の半額納付が金額
- ②半額免除期間：通常の2／3の

老齢基礎年金額

免除が承認された期間は、老齢基礎年金を受けるための期間として算入されますが、受給の際は次のように反映されます。

①全額免除期間：通常の1／3の

年金の支払が一時止まりますのでご留意ください。

◎8月定例社会保険事務相談所（年金相談等）の開設について

佐和田商工会

☎ 52-3148

午後1時30分～午後4時

両津商工会

☎ 27-5128

19日(木)

午前9時～午前11時30分

小木町商工会

☎ 86-2216

19日(木)

午前9時～午前11時

☎ 025(225)3001

問い合わせ先

市民課国民年金係

☎ 63-5112

各支所市民課

国民年金担当係

